

2015年10月29日

荻窪祐輔選手セコンド
小池義昭 殿

2015年10月4日ディファ有明大会
第5試合 荻窪祐輔 vs 清水俊一戦の提訴についての回答

キング・オブ・パンクラス・コミッション
コミッショナー 廣瀬隆司

標記の試合について、荻窪祐輔選手のセコンド・小池義昭氏から提出された異議申し立ての主張は次のとおりである。

1. レフェリーの事実誤認：標記の試合において、3R0:37頃に清水選手が放ったキック攻撃をレフェリーは正当な攻撃と見なして試合を続行させたが、荻窪選手が左膝をマットに接地させたグラウンド状態にあり、清水選手の攻撃はグラウンド状態の競技者の顔面へのキック攻撃、すなわち反則行為に該当する（また同行為後、荻窪選手が大きなダメージを受けていた）。
2. 1 のとおり、試合結果に影響を及ぼす重大な事実誤認があったため、判定の再考を要望する。

上記の主張について、審判員の見解を聴取したうえで、キング・オブ・パンクラス・コミッションにおいて協議した結果、下記の通り裁定し、これをもって当該提訴に対する回答とする。

記

1. 結論

- (1)事実誤認を認め、試合結果をノーコンテストに変更する。
- (2)試合結果の変更に伴い、荻窪選手のランキングをもとの順位に復する。
- (3)レフェリーを務めた田中竜一審判員に4か月間の研修を命じる（同期間中は、ナンバーシリーズのレフェリーとして任用しない）。
- (4)梅木よしのり審判部長を嚴重注意に処し、指導等の改善を命じる。
- (5)清水俊一選手には、試合における口頭注意と嚴重注意を与える。
- (6)㈱スマッシュに対しては、両選手の早期の再戦を要望する。

2. 理由

(1)事実

当該試合は、5分3ラウンドの試合として行われ、第1ラウンドはジャッジが3名ともが10-9で荻窪選手の優勢、第2ラウンドはジャッジが3名ともが9-10で清水選手の優勢と採点し、第2ラウンド終了時点でまったくの同点であった。

第3ラウンド、0:33頃清水選手が荻窪選手にタックルを放つ。四つん這いの状態にされた荻窪選手が立ち上がろうとする。その途中の左膝がマットに接地している状態の時に清水選手が放ったキックが荻窪選手の顔面にヒットする。荻窪選手は後ろに転げるように倒れ清水選手が間合いを詰める。担ぎあげてパスガードを狙おうとする清水選手だったが、後転してうつ伏せとなった荻窪選手が0:45頃タックルを放ちトップポジションの奪取に成功。1:12頃清水選手のリバーサルと荻窪選手のトップキープのせめぎ合いがあり、1:30頃清水選手がバックポジションを奪取。2:30頃清水選手がチョークを狙う体制から腕十字の攻めに変化。しかし抜けられ2:40頃荻窪選手が再びトップポジションを奪取。3:58頃清水選手がリバーサルに成功しトップポジションを奪取。そのままトップ、アンダーは入れ替わることなく試合終了。このラウンドのジャッジ採点は3者ともに10-9で清水選手を支持した。

(2) 映像の検証

コミッションは、3名の審判員(2名は試合担当、1名は試合担当外)からの見解を聴取し、次の観点から映像を確認した。

- ① 清水選手の放ったキックは反則行為であったか。
- ② 清水選手の放ったキック攻撃が試合結果にどの程度の影響を及ぼしたと推定されるか。
(なお、判定は試合のその場・その時に行うものであるため、映像による検証作業は行うが、提訴の要求にあった遡及的な「判定の再考」(再判定)は行わない。)

検証した結果は次のとおりである。

- ① 「(1)事実」で述べたとおり、清水選手が放ったキック攻撃が荻窪選手の顔面にヒットしたとき、荻窪選手の左膝は明らかにマットに接地しており、ルール上の「グラウンドポジション」の状態であった。すなわち、同キック攻撃は、パンクラスオフィシャルルールで反則と規定されているグラウンドポジションの相手の頭部への蹴りであり、反則行為であった。
- ② 清水選手のキック攻撃を受けた後、荻窪選手は大きく後ろに倒れこんでいる。片膝立ちの状態で防御することなく顔面左側にキックを受けておりダメージがあったことは間違いない。キック攻撃後、荻窪選手が後ろに転がりうつ伏せになったあとタックルでトップポジションの奪取に成功した0:45頃からの約4:15を映像にて検証したところ、攻め手に関しては荻窪選手の肘、清水選手のサブミッション、パンチと甲乙つけがたく、トップポジションのキープ時間もわずかな差であり、一進一退の僅差のラウンドであったと言える。すなわち、問題となったキック攻撃に反則の処置をとらなかったことが、試合結果に重大な影響を及ぼしたことは否定できない。

3. 審議の結果

- (1) この試合は当該反則行為があった時点で試合を一時中断し、ルールに基づいた処置をとる必要があったが、レフェリーは試合を続行させ、正常な状態で競技されていなかった。また、上記検証の結果、清水選手が放った反則行為であるキック攻撃がこのラウンドの優

- 劣、ひいては試合結果にもたらした影響は非常に大きかったと見なさざるを得ない。したがって、誠に遺憾ながら、標記試合を不成立とし、試合結果をノーコンテストに変更する。
- (2) 試合結果の変更に伴い、荻窪選手のランキングをもとの順位に復する。
 - (3) 当該試合のレフェリーを担当した田中審判員には、明らかな反則行為を見逃し、試合における両選手の奮闘を無に帰したことに對する反省を促すため、4 か月間の研修を命じる（同期間中は、ナンバーシリーズのレフェリーとして任用しない）。
 - (4) 梅木審判部長の指導不足に対して嚴重注意に処し、審判員に對する徹底した指導を求めるとともに、審判システムの改善を命じる。昨年5月のユニファイドルール導入以前のパンクラスオフィシャルルールにおいては、約13年にわたり、いわゆるサッカーボールキックが認められていた。同行為が禁止（反則）になって約1年半が経過するが、パンクラスの各審判員には、サッカーボールキックが重大な反則行為であることに對する認識が不足しているようにも見受けられる。今後、同反則行為を見極めるための指導の強化と、同反則を見逃さないための具体的な審判システムの構築を求める。
 - (5) 清水俊一選手には、ユニファイドルール上の重大な反則行為であるサッカーボールキックを故意ではないにせよ放ってしまったことを重く受け止めていただきたい。同反則行為に對し、試合における口頭注意を追加するが、イエローカード（減点1）の可能性も否定できないため、今後同様の行為が繰り返されないよう嚴重注意とする。

4. 補足（荻窪選手へ）

まずもって、荻窪選手が反則攻撃を受けたにもかかわらず、レフェリーがこれを見逃し、試合を続けてしまったことに對し、深くお詫びを申し上げる。

これまでのパンクラスにおける闘いと同様、今回も試合に至るまで苦しい練習を積み重ねてきたであろうことを思うと、我々としても今回の事態は誠に遺憾であり、結論のような裁定を下さなければならなかったことはまさに痛恨の極みである。

コミッションとしては、(株)スマッシュに對し、荻窪選手と清水選手との再戦を要望したが、貴殿には、再戦の成否にかかわらず、今後もパンクラスにおいて素晴らしい闘いをご披露いただけるようお願いしたい。パンクラスにおける闘いを通じて、今後の益々飛躍されることを祈念申し上げます。

以上